

年 月 日

事前相談票

相談者 (ブロック塀等の所有者)	住所	
	氏名	
	電話番号	
ブロック塀等の所在地	日野市	
同一敷地内の建築物の有無	☐ 一戸建住宅 ☐ 非住居系建築物	☐ 共同住宅 ☐ 建築物無し
ブロック塀等の築造時期(最新)	年 月	
ブロック塀等の構造	☐ 補強コンクリートブロック造 ☐ 組積造 (☐ 石 ☐ れんが ☐ 無筋ブロック) ☐ 組立式鉄筋コンクリート塀 (万年塀) ☐ その他 ()	
ブロック塀等の改修の履歴	☐ 改修、又は造り替えたことはない。 ☐ 改修、又は造り替え したことがある。 (改修等の概要:)	
ブロック塀等の工事の予定	☐ 撤去工事(基本型)を行う予定 ☐ 撤去工事(改善型)を行う予定 (☐ 既存植栽の活用 ☐ 見通しフェンスの設置 ☐ セットバック) ☐ 木塀設置工事を行う予定 ☐ 検討中 ☐ その他 ()	
その他留意点		

第 号
年 月 日

様

日野市長

点検結果通知書

事前相談のあった日野市ブロック塀等撤去及び改良工事補助金について、日野市ブロック塀等撤去及び改良工事補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり点検結果を通知します。

記

ブロック塀等の所在地	日野市	
点検の実施日		
ブロック塀等の寸法	長さ	点検した長さ () m 補助対象の長さ () m
	高さ	(m ～ m)
点検の結果 (安全性の確認)	☐	ブロック塀等の安全性が確認できました。
	☐	ブロック塀等の安全性が確認できませんでした。
点検の結果 (補助対象ブロック塀等の可否)	☐	補助対象長さについては、補助対象ブロック塀等に該当します。
	☐	点検したブロック塀等は、補助対象ブロック塀等に該当しません。
注意事項		上記の点検の結果が、安全性が確認できなかった場合は、ブロック塀等について、改修又は撤去工事等の安全対策の実施を推奨しますので、対応の検討をお願いします。

<参考の算定値>上記の補助対象の長さとした場合の補助金の上限額

撤去工事（基本型）の場合	円 ※補助金額の算定：（補助対象ブロック塀等の長さ）×20,000円/mで得た値と補助対象工事費のいずれか低い額の3/4の額（上限12万円）
撤去工事（改善型）の場合	円 ※補助金額の算定：（補助対象ブロック塀等の長さ）×25,000円/mで得た値と補助対象工事費のいずれか低い額の4/5の額（上限20万円）
※木塀設置工事に関する補助金額の算定：撤去工事（改善型）の算定額と以下の算定額を合算した値。 （木塀設置単価※ー80,000円/m）×木塀設置長さ（上限25m）。※木塀設置単価とは撤去工事費を除く木塀設置に要する経費の1 mあたりの額（上限196,000円）	

年 月 日

(あて先)

日野市長

申請者 住所
氏名
電話

交付申請書

日野市ブロック塀等撤去及び改良工事補助金の交付を受けたいので、日野市ブロック塀等撤去及び改良工事補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

ブロック塀等の所在地	日野市					
ブロック塀等の寸法	長さ	点検した長さ () m	高さ	(m		
		補助対象の長さ () m		～ m)		
補助対象工事 ※該当工事にチェック	☐ 撤去工事（基本型） ☐ 撤去工事（改善型） (☐ 既存植栽の活用 ☐ 見通しフェンスの設置 ☐ セットバック) ☐ 木塀設置工事					
施工業者	業者名					
	住 所					
	電 話					
工期（予定）	年	月	日から	年	月	日まで
補助対象要件 の確認	☐ 私は、今回申請する補助対象ブロック塀等の所有者である。					
	☐ 今回申請する補助対象工事と合わせて、販売を目的として解体工事をしない。					
	☐ 今回申請する補助対象ブロック塀等は、過去にこの要綱の規定により、又は他の制度により補助金その他金銭的給付の交付を受けていない。					
	☐ 私は、暴力団又は暴力団関係者ではない。					

※下記に同意した場合、市税を滞納していないことを証明する書類は不要となります。

<市税納付状況調査の確認同意書>

上記の申請にあたり、私の市税納付状況を調査することについて同意します。

上記の申請者

署名

生年月日

(裏面あり)

交付申請書の添付書類（別表第1）	
(1) 補助対象ブロック塀等がある宅地等の所有者が確認できる下記のいずれかの書類	☐ 建物登記簿謄本（建物全部事項証明書） ☐ 固定資産評価証明書（名入れ）
(2)	☐ 申請者の市税を滞納していない証明書（非課税証明書を含む。） ※市税納付状況調査に関して同意された場合は不要
(3)	☐ 付近見取図（住宅地図の写し等に、補助対象ブロック等の位置を記したもの）
(4)	☐ 補助対象ブロック塀等概況図（配置図又は全景が確認できる写真等に、補助対象ブロック等の長さ、高さ及び対象とする範囲を記したもの）
(5)	☐ 補助対象ブロック塀等の撤去前の写真（全景がわかるもの）
(6)	☐ 補助対象工事の見積書の写し
(7)	☐ 消費税仕入税額控除確認書（補助対象工事に係る消費税相当額を補助対象の経費とする場合のみ）
(8)	☐ 申請者以外の共有者の同意書（必要な場合のみ）
(9)	☐ 木塀設置工事又は通行環境改善に資する見通しの良いフェンス等の設置については、施工計画図（フェンスカタログ、基礎断面図その他施工に係る図面）
(10) 木塀設置工事については、国産木材であることが確認できる次のいずれかの書類等の写し	☐ 納品書 ☐ 出荷証明書 ☐ 認証制度による認定書 ☐ 認証制度によるマーク等
(11)	☐ 木塀設置工事については、建築基準法等に適合し、安全であることが確認できる資料
(12)	☐ その他市長が必要と認める書類

年 月 日

(あて先)

日野市長

申請者 住所
氏名

電話

消費税仕入税額控除確認書

日野市ブロック塀等撤去及び改良工事補助金の下記の補助金交付申請における補助対象経費に含まれる消費税額については、消費税額及び地方消費税額の仕入税額控除を行いませんので、消費税額を補助対象経費に含めて申請します。

記

ブロック塀等の所在地	日野市				
ブロック塀等の寸法	長さ	点検した長さ () m	高さ	(m	
		補助対象の長さ () m		～ m)	
ブロック塀等工事に係る見積額		円			
仕入税額控除を行わない理由	☐ 1. 消費税法における納税義務者でない。 ☐ 2. 消費税の免税事業者であり、かつ課税事業者を選択していない。 ☐ 3. 簡易課税事業者である。 ☐ 4. 上の1から3に該当しないが、補助対象経費に係る消費税については、 控除対象仕入税額に算入しない。				

第 号
年 月 日

様

日野市長

交付決定通知書

交付申請のあった件について、日野市ブロック塀等撤去及び改良工事補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

ブロック塀等の所在地	日野市				
ブロック塀等の寸法	長さ	点検した長さ () m	高さ	() m	
		補助対象の長さ () m		～ () m	
交付決定金額			円		
補助対象経費となる工事費			円	ブロック塀等 工事に係る見積額	円
補助対象工事 ※該当工事にチェック	☐ 撤去工事（基本型） ☐ 撤去工事（改善型） ☐ 既存植栽の活用 ☐ 見通しフェンスの設置 ☐ セットバック ☐ 木塀設置工事				

交付条件

- (1) 補助対象工事以外の用途に使用しないこと。
- (2) 上記(1)に反するとき、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、その他この要綱の規定に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあること。
- (3) 補助金交付決定通知以降の各手続きは、遅滞なく処理すること。
- (4) 補助対象工事の完了後、速やかに完了報告書を提出すること。
- (6) 市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じること。
- (7) 当該補助金に係る消費税仕入控除を行う場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において清算減額又は変更を行うこと
- (8) フェンス等及び木塀設置を行う場合は、建築基準法を遵守すること。
- (9) 補助を受けて効用を増加した財産又は状態を補助対象事業工事後10年以内に補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、改変し、又は取り壊そうとするときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (10) 撤去工事（基本型）の場合でブロック塀等を改めて築造するときは、通行環境改善に資する状態、木塀又はフェンス等の設置とするよう努めること。
- (11) 撤去工事（基本型）の場合で建築基準法の規定による道路境界線が、補助対象ブロック塀等が存していた宅地等内を通っているときは、その線まで後退して築造するよう努めること。
- (12) 疑義が生じた場合には、その都度協議すること。
- (13) その他この要綱の規定を遵守すること。

第 号
年 月 日

様

日野市長

不交付決定通知書

交付申請のあった件について、日野市ブロック塀等撤去及び改良工事補助金交付要綱第10条の規定により、下記の理由により不交付を決定したので通知します。

記

1 不交付決定の理由

2 その他

年 月 日

(あて先)

日野市長

被交付決定者

住所

氏名

電話

変更届出書

交付決定を受けた補助対象工事について、下記のとおり内容を変更したいので、関係図書を添えて
届け出ます。

記

ブロック塀等の所在地	日野市				
ブロック塀等の寸法	長さ	点検した長さ () m	高さ	(m	
		補助対象の長さ () m		～ m)	
交付決定金額			円		
変更の内容					
変更の理由					

添付書類

- ☐ 変更内容が分かる図面
- ☐ 変更内容が確認できる見積書
- ☐ その他変更に係る書類

年 月 日

(あて先)

日野市長

被交付決定者

住所
氏名

電話

(変更・中止) 承認申請書

交付決定を受けた補助対象工事について、下記のとおり補助対象事業を 変更 したいので
申請します。

記

ブロック塀等の所在地	日野市							
ブロック塀等の寸法	長さ	点検した長さ（		）m	高さ	（		m
		補助対象の長さ（		）m			～	
交付決定金額	交付決定額			円				
変更又は中止の内容								
変更又は中止の理由								

添付書類

- ☐ 変更内容が分かる図面
- ☐ 変更内容が確認できる見積書
- ☐ その他変更に係る書類

第 号
年 月 日

様

日野市長

(変更・中止) 承認通知書

申請のあった(変更・中止)承認申請書について、日野市ブロック塀等撤去及び改良工事補助金
交付要綱第11条の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

記

ブロック塀等の所在地	日野市				
ブロック塀等の寸法	長さ	点検した長さ () m	高さ	(m	
		補助対象の長さ () m		～ m)	
交付決定金額 (変更後)			円		
補助対象経費となる 工事費			円	ブロック塀等 工事に係る見積額	円
補助対象工事 ※該当工事にチェック	☐ 撤去工事 (基本型) ☐ 撤去工事 (改善型) (☐ 既存植栽の活用 ☐ 見通しフェンスの設置 ☐ セットバック) ☐ 木塀設置工事				

交付条件

- (1) 補助対象工事以外の用途に使用しないこと。
- (2) 上記(1)に反するとき、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、その他この
要綱の規定に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあること。
- (3) 補助金交付決定通知以降の各手続きは、遅滞なく処理すること。
- (4) 補助対象工事の完了後、速やかに完了報告書を提出すること。
- (6) 市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じること。
- (7) 当該補助金に係る消費税仕入控除を行う場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において
清算減額又は変更を行うこと
- (8) フェンス等及び木塀設置を行う場合は、建築基準法を遵守すること。
- (9) 補助を受けて効用を増加した財産又は状態を補助対象事業工事後10年以内に補助金の交付目的
に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、改変し、又は取り壊そうとするときは、
あらかじめ市長の承認を得ること。
- (10) 撤去工事 (基本型) の場合でブロック塀等を改めて築造するときは、通行環境改善に資する状
態、木塀又はフェンス等の設置とするよう努めること。
- (11) 撤去工事 (基本型) の場合で建築基準法の規定による道路境界線が、補助対象ブロック塀等が
存していた宅地等内を通っているときは、その線まで後退して築造するよう努めること。
- (12) 疑義が生じた場合には、その都度協議すること。
- (13) その他この要綱の規定を遵守すること。

第 号
年 月 日

様

日野市長

(変更・中止) 不承認通知書

申請のあった(変更・中止)承認申請書について、日野市ブロック塀等撤去及び改良工事補助金
交付要綱第11条の規定により、下記のとおり不承認となりましたので通知します。

記

ブロック塀等の 所在地	日野市							
ブロック塀等の 寸法	長さ	点検した長さ （		) m	高さ	(		m
		補助対象の長さ （		) m			～	
交付決定金額	交付決定額		円					
不承認の理由								

その他

年 月 日

(あて先)

日野市長

被交付決定者

住所
氏名

電話

完了報告書

交付決定を受けた補助対象工事が下記のとおり完了しましたので、関係図書を添えて報告します。

記

ブロック塀等の 所在地	日野市						
ブロック塀等の 寸法	長さ	点検した長さ () m	高さ	(m			
		補助対象の長さ () m		～ m)			
交付決定金額		円					
補助対象工事 ※該当工事にチェック	☐ 撤去工事（基本型） ☐ 撤去工事（改善型） (☐ 既存植栽の活用 ☐ 見通しフェンスの設置 ☐ セットバック) ☐ 木塀設置工事						
工事期間		年	月	日から	年	月	日まで

添付書類

- ☐ 領収書の写しその他費用の支払いを証する書類
- ☐ 補助対象工事中の写真及び補助対象工事完了後の写真（全景がわかるもの）
- ☐ その他市長が必要と認める書類

<撤去工事（改善型）に係る添付書類>

- ☐ 通行環境改善に資する状態がわかる写真

様

第 号
年 月 日

日野市長

交付額確定通知書

下記のとおり交付決定通知を行った補助対象工事について提出された完了報告書を審査した結果、下記のとおり補助金額を確定しましたので、日野市ブロック塀等撤去及び改良工事補助金交付要綱第14条の規定により、通知します。

つきましては、請求書（第12号様式）をご提出ください。

記									
交付決定の番号等	年	月	日	付け	第	号			
ブロック塀等の所在地	日野市								
ブロック塀等の寸法	長さ	点検した長さ		)	m	高さ	(		m
		補助対象の長さ		)	m			～	m)
交付決定金額	円								
補助対象工事 ※該当工事にチェック	☐ 撤去工事（基本型） ☐ 撤去工事（改善型） (☐ 既存植栽の活用 ☐ 見通しフェンスの設置 ☐ セットバック) ☐ 木塀設置工事								
工事期間	年	月	日	から	年	月	日	まで	

補助金の交付方法

補助金は、請求書に記載された指定口座に振り込みます。

年 月 日

(あて先)
日野市長

被交付決定者
住所
氏名
電話

請求書

下記のとおり交付額確定を受けた補助対象工事について、日野市ブロック塀等撤去及び改良工事補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記									
交付額確定の 番号等		年		月		日付け		第	号
ブロック塀等の 所在地	日野市								
請求金額								円	

なお、上記の補助金は、次の口座に振り込むようお願いします。

口座名義（カナ）															
ゆう ちょ の 金 融 機 関	振込先金融機関														
							銀行 信金・信組 農協								本店 支店
	口座番号						預金区分								
							普通・当座								
ゆう ちょ 銀 行	記号	1					0	番号							
	↓店番・口座番号の記載のある方のみご記入ください。														
	店番						口座番号								

年 月 日

(あて先)

日野市長

被交付決定者

住所

氏名

電話

委任状

下記のとおり交付決定を受けた日野市ブロック塀等撤去及び改良工事補助金に関して、請求及び受領の権限を下記の者を代理人と定め委任します。

記

交付決定の 番号等	年	月	日	付け	第	号
ブロック塀等の 所在地	日野市					
代理人の住所※						
代理人の氏名※						

※法人にあっては、住所は主たる事務所の所在地、氏名は名称及び代表者の氏名を記載

第 号
年 月 日

様

日野市長

交付決定取消通知書

下記の交付決定については、日野市ブロック塀等撤去及び改良工事補助金交付要綱第17条の規定に基づき、下記の理由により補助金交付を取り消します。

記	
交付決定の番号等	年 月 日付け 第 号
ブロック塀等の所在地	日野市
交付決定金額	円
補助対象工事 ※該当工事にチェック	☐ 撤去工事（基本型） ☐ 撤去工事（改善型） (☐ 既存植栽の活用 ☐ 見通しフェンスの設置 ☐ セットバック) ☐ 木塀設置工事
取消理由	
取消し又は返還を 求める補助金額	円
補助金返還期日	年 月 日

年 月 日

(あて先)

日野市長

被交付決定者

住所
氏名

電話

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

下記のとおり交付額確定を受けた補助対象工事に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記						
交付決定の番号等		年		月		日付け第号
ブロック塀等の 所在地	日野市					
交付額確定額		円				
要補助金返還額		円				
(消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額)						

添付書類

- ☐ 消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額に係る確定申告の写し
(確定申告後に修正を行った場合にはその修正申告の写し等)
- ☐ 消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の積算内訳等